平成２１年（フ）第１４０５号
北九州市門司区寺内５丁目５番９号
債務者　島田　裕之
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４０６号
北九州市八幡西区日吉台１丁目22番10―301号
債務者　上田　真美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１６号
北九州市小倉北区中井３丁目15番14号
債務者　加山　雅子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２８号
北九州市八幡西区萩原１丁目１番55―308号
債務者　仲村　美佳
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４４３号
北九州市戸畑区菅原４丁目５番23号
債務者　池田　冴子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４４５号
北九州市戸畑区千防１丁目１番20―402号
債務者　日影　亮子（旧姓諸藤）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４６１号
北九州市小倉北区赤坂２丁目15番１―304号
債務者　尾林　　亨
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４６２号
福岡県中間市朝霧４丁目17番６号
債務者　杉山　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４６５号
北九州市八幡西区大畑町20番33号
債務者　松山　礼子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４７７号
福岡県中間市垣生1233―２　サンコーポラス中間６―302
債務者　花田砂稚代
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９９号
北九州市若松区東二島３丁目３番３号
債務者　柴田タミ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１５０５号
北九州市門司区二タ松町11番27号
債務者　澁谷　広美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７２号
青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅戸山団地７―７
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８１７４号
大阪市東成区大今里２丁目10番８号
債務者　田中　良樹
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４６号
大阪市東住吉区杭全２丁目７番８号　アウローラ406号
債務者　藤田　辰巳
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５８号
大阪市淀川区三国本町１丁目11番23―1404号
債務者　境　由紀子（旧姓酒匂）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７１号
大阪府寝屋川市打上高塚町６番１号
債務者　藤本　正和
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８８９号
大阪府八尾市相生町１丁目14番４号
債務者　小西　美枝
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部